

「不法行為」補足資料

<1> 損害賠償（不法行為と債務不履行の比較）

	不法行為	債務不履行	テキスト ※2
相殺の禁止 ※1	①悪意による不法行為に基づく 損害賠償債務 ②人の生命・身体の侵害による損害 賠償債務を受働債権とする相殺 (加害者から) 不可	②人の生命・身体の侵害による損害 賠償請求権を受働債権とする相殺 (加害者から) 不可	不法行為 P138(3)②
遅滞の時期	不法行為時	履行の請求時等	不法行為 P138(3)①
消滅時効	①損害及び加害を知った時から3年 (人の生命・身体侵害5年) ②行為の時から20年	①権利を行使することができることを 知った時から5年 ②権利を行使することが できる時から10年 (人の生命・身体侵害20年)	不法行為 P138(3)④

※1 被害者からの相殺は可能

※2 債務不履行はテキストP32、90、104、106を参照する

<2> 使用者責任（テキストP139）

使用者（会社）は被用者（従業員）が事業の執行について第三者（被害者）に加えた損害賠償を被用者と連帯して責任を負う



被害者は使用者、被用者のどちらに対しても損害額の全額の賠償を請求できる
(被害者と被用者の間に不法行為が成立条件)

<3> 工作物責任

内容	ポイント	テキスト
一次的責任	占有者が責任を負う 損害の発生を防止のために必要な注意をしていたら、所有者が賠償責任を負う	P140(3)
二次的責任	所有者が無過失責任を負う	
求償権	他にも責任ある者がいるときは、その者に対して求償できる	